

ごみ集積所器材等設置事業補助金 注意事項

●申請の流れ（計4回提出が必要）

①交付申請→市が交付決定通知書送付→②事業着手届（この後、購入や設置）→
③完了報告→市が交付額確定通知書送付→④請求書提出

※ただし、器材等の購入のみなどで ②事業着手届 と ③完了報告 がほぼ同時に
行える場合は、②と③をまとめて提出可能です

※事業着手届と完了報告は交付決定通知書送付時に、請求書は交付額確定通知書送付
時に同封します

●交付申請の提出書類（必ず事業着手・器材購入前に申請）

- 交付申請書（様式第1号） 事業計画書（様式第2号）
- 確約書（様式第3号） 位置図
- 構造図 事業費が確認できる書類（見積書など）

※事業費が確認できる書類は「ごみ集積所器材一式」のような記載ではなく、補助対
象経費がわかるように記載してください

●申請は、集積所を実質的に管理している方が行う

申請は、集積所の利用者の代表者に行っていただきます。ただし、実質的に管理して
いるのが、利用者ではなく区の場合は、区長が申請できます。

※区長申請の場合、申請者氏名は「●●区長 神栖太郎」とし、個人印ではなく区長
印を押印してください

●設置場所は適正か

不適な場所への設置（道路上への設置・扉を開けると道路上にはみ出す・ごみ収集に
危険を伴うなど）は、補助対象になりません。不明な場合はお問い合わせください。

●地権者の同意はあるか

ネットからごみ箱に変更する場合、今まで土地使用の同意を得られていたとしても、
ごみ箱の使用は認めないと言われる可能性がありますので、事前にご確認ください。

※補助金で設置したごみ箱の撤去や移動が必要になった場合は、補助金を受けた方が
行うこととなります（市では撤去等を行いません）

※過去に市が設置したごみ箱は市が撤去しますので、ご連絡ください

●補助金交付は、集積所1か所につき原則10年に1回

「集積所1か所に対しての補助」となるため、集積所内で設置や修繕をする器材の数に
関わらず、対象経費の2分の1補助 上限額5万円となります。

例：「集積所1か所で、ごみ箱を2つ購入+1つ修繕し、まとめて補助を受ける」は可。

「ごみ箱を1つ購入し補助を受け、翌年同じ集積所にごみ箱を1つ増やすため補助
を受ける」は不可。